

各管区警察局広域調整（総務監察・広域調整）部長
警視庁交通部長 殿
各道府県警察本部長

原議保存期間 10年
（平成29年12月31日まで）

警察庁丁規発第71号
平成19年10月10日
警察庁交通局交通規制課長

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律及び都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行に伴う交通警察の対応について

平成19年3月31日に公布された都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成19年法律第19号）により道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）の一部が、平成19年9月25日に公布された都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成19年政令第304号）により道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）の一部がそれぞれ改正され、平成19年9月28日から施行されることとなった。

法及び令の改正内容のうち交通警察に関わる部分及びこれに伴う交通警察の対応は下記のとおりであるので、その対応に遺憾のないようにされたい。

なお、本通知については、国土交通省と協議済みである。

記

1 改正の内容

(1) 法の改正の内容

ア 第17条関係（管理の特例）

(ア) 第3項関係

指定市以外の市町村（以下単に「市町村」という。）は、地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上又は快適な生活環境の確保を図るため、都道府県に代わって行うことが適当であると認められる場合においては、都道府県に協議し、その同意を得て、国道又は都道府県道について、歩道の新設、改築、維持又は修繕等（以下「歩道の新設等」という。）を行うことができることとされた。

(イ) 第4項関係

市町村は、(ア)の歩道の新設等を行おうとするとき及び歩道の新設等の一部又は全部を完了したときは、その旨を公示しなければならないこととされた。

イ 第27条関係（道路管理者の権限の代行）

市町村は、上記アの歩道の新設等を行う場合は、道路管理者に代わって権限を行うものとされた（第2項）。

ウ 第33条関係（道路の占用の許可基準）

道路交通環境の向上に資する並木、街灯その他政令で定める施設を道路の美化清掃等の活動を行っているNPO等が設ける場合であって、これが占用の許可基準に適合しているときは、道路敷地に占用することがやむを得ないものとして、許可を与えることができることとされた（第2項第2号）。

エ 第48条の17関係（利便施設協定の締結等）

道路管理者は、通行者等の利便の確保のために必要があると認めるときは、道路区域外にある並木、街灯、ベンチ等の施設（以下「道路外利便施設」という。）の所有者等と協定を締結し、当該道路外利便施設の管理を行うことができることとされた。

(2) 令の改正の内容

ア 第1条の5関係（市町村が行うことのできる歩道の新設等）

法第17条第3項に基づき市町村が都道府県に代わって行うことができるとされた「歩道の新設等」は、次のとおりとされた。

- (ア) 歩道等（歩道、自転車道、自転車歩行車道、植樹帯、路肩、横断歩道橋、自転車専用道路、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路をいう。以下同じ。）の新設、改築、維持又は修繕
- (イ) 道路の附属物であるさく、並木、街灯、自転車駐車場、電線共同溝又はベンチ若しくはその上屋の新設又は改築

イ 第1条の6関係（管理の場合の読替規定）

法第17条第3項の規定により市町村が都道府県に代わって歩道の新設等を行う場合において、市町村が権限代行をすることなどができるよう、道路法の規定の適用についての技術的な読替えに関する規定が定められた。

ウ 第4条の2関係（道路管理者の権限の代行）

法第27条第2項の規定により市町村が道路管理者に代わって行える主な権限は以下のとおりであり、その内容は道路管理者と協議して定め、成立した協議の内容を公示することとされた。なお、この場合の権限は、歩道の新築等の開始の日から完了の日までに限り行うことができるとされた。

- (ア) 道路の占用の許可（法第32条）
- (イ) 道路標識等の設置（法第45条第1項）
- (ウ) 通行の禁止又は制限（法第46条第1項）
- (ウ) 通行の制限・禁止の場合における道路標識の設置（法第47条の4）
- (エ) 通行の制限等を行う場合における都道府県公安委員会との調整（法第95条の2第1項）

エ 第16条の2関係（道路の管理上当該道路の区域内に設けることが必要な工作物又は施設）

法第33条第2項第2号に規定するNPO等が道路の管理上道路の区域に設けることができる工作物又は施設は、次のとおりとされた。

- (ア) 歩行者の休憩の用に供するベンチ又はその上屋
- (イ) 花壇その他道路の緑化のための施設
- (ウ) 高架の道路の路面下に設ける自転車駐車場で自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第7条第1項に規定する総合計画にその整備に関する事業の概要が定められたもの

オ 第35条の3関係（道路の通行者又は利用者の利便の確保に資する工作物又は施設）

法第48条の17第1項の規定により道路管理者が道路外利便施設の所有者と協定を締結し、管理することができる道路外利便施設は、次のとおりとされた。

- (ア) 道路に沿って設けられた通路で、専ら歩行者又は自転車の一般交通の用に供するもの
- (イ) 道路の通行者又は利用者の一般交通に関し案内を表示する標識
- (ウ) 道路に接して設けられた自動車駐車場又は自転車駐車場
- (エ) 道路の歩行者の休憩の用に供するベンチ又はその上屋
- (オ) 花壇その他道路の緑化のための施設
- (カ) 道路に接して設けられた公衆便所

2 対応方針

(1) 市町村の公示の内容等

ア 公示の内容

市町村が法第17条第4項の規定に基づき、歩道の新設等を行おうとする場合において、当該市町村が公示することとされている主な内容は

- ・ 歩道の新設等を行おうとする場所等（道路の種類、路線名、事業実施の区間）
- ・ 歩道の新設等の開始の日（完了の日）
- ・ 歩道の新設等の種別（歩道等の新設、改築、維持又は修繕並びに道路の附属物の新設又は改築の別）

等である。また、市町村が法第27条第2項の規定に基づき、令第4条の2第1項に規定する権限を代行する場合において、当該市町村が公示することとされている主な内容は

- ・ 代行する権限の種別

等である。

イ 公示の内容の送付

市町村が上記アの公示をしたときは、当該市町村から当該市町村の区域を管轄する警察署長（以下「所轄警察署長」という。）に対し、遅滞なく、当該公示の内容を記載した書面が送付されることとされているので、以下の(2)から(4)までの対応に誤りのないよう上記アの内容を確実に把握すること。

(2) 道路の管理者との協議等

市町村が令第4条の2第1項の規定により、道路の管理者の権限を代行することとなった場合における道路交通法（昭和35年法律第105号）第78条第2項に規定する道路の管理者を経由した道路の使用許可の申請書の提出、道路交通法第79条に規定する所轄警察署長と道路の管理者との協議及び道路交通法第110条の2第3項に規定する都道府県公安委員会の道路の管理者への意見の聴取については、次により対応すること。

ア 道路交通法第78条に規定する道路使用許可の申請書の提出

道路交通法第78条第2項による道路の管理者を経由する道路の使用許可の申請書の提出があった場合には、当該申請書は当該道路の管理者から所轄警察署長へ送付されることとなっているが、令第4条の2に基づき、市町村が道路の占有の許可に係る権限を代行している場合であって、当該市町村から道路の使用許可の申請書の送付を受けた場合は、道路の管理者の代理とみなし受理することは差し支えない。

イ 道路交通法第79条に規定する協議

原則として道路の管理者である都道府県に対し行うこと。ただし、令第4条の2の規定に基づき、市町村が道路の占有の許可に係る権限を代行した場合であって、当該市町村が当該道路の管理者と所轄警察署長との協議に係る事務を代理するものと認められる場合においては、今回の法改正の主旨にかんがみ、当該協議に係る文書の送付先を当該市町村とすること。

ウ 道路交通法第110条の2第3項に規定する意見の聴取

これまでどおり道路の管理者である都道府県に対し行うこと。なお、国土交通省から各道路管理者である都道府県に対し、令第4条の2の規定に基づき、市町村が道路の管理者の権限を代行している場合は、当該意見の聴取に関し、道路の管理者である都道府県から当該市町村に対して必要な調整がなされるよう通知されているところである。

(3) 道路の占有の許可の権限の留保

市町村が令第4条の2第1項の規定により、道路の管理者の権限のうち

法第32条に規定する道路の占用の許可に係る権限を代行する場合において、車道と歩道等の双方の道路の占用の許可が同時に必要とされる場合（同一の占用物件が車道と歩道等にまたがる場合）の当該占用の許可に係る権限については、道路の管理者である都道府県に留保（一元化）するよう国土交通省から道路管理者である各都道府県に対し通知がなされているところ、上記(1)イの際に権限の留保について確認するとともに、その対応については次の点に留意すること。

ア 法第32条第4項に規定する所轄警察署長を経由する道路の占用の許可の申請書の提出については、道路の管理者に送付すること。また、道路交通法第78条第2項に規定する道路の管理者を経由する道路の使用の許可の申請書は、道路の管理者から所轄警察署長に提出されることとなる。

イ 道路交通法第79条に規定する協議は、道路の管理者と行うこと。同様に、法第32条第5項に規定する協議については、道路の管理者から所轄警察署になされることとなる。

(4) 道路の管理者の特例

道路交通法第80条第1項に規定する道路の管理者の特例については、道路の管理者以外にこれを適用することはできない。ただし、市町村が法第17条第3項に基づき道路の管理者に代わって歩道の新設等を行うこととされた場合、当該市町村が道路の管理者の代理として工事又は作業を行うものと認められることから、所轄警察署長が道路の管理者と第80条第1項に基づく協議を行ったときは、当該市町村が改めて道路の使用の許可を取得する必要はないものと解する。

(5) 道路の使用の許可

ア 法第33条第2項第2号の規定により、NPO等が設置する並木については道路の占用に関し無余地要件が緩和されたことに伴い、今後当該工作物を道路に設置するための道路の使用許可の申請の増加も想定される。当該申請に対する許可に際しては、並木の生長等により使用の状況が変化することを考慮し、信号灯器等の視認性の確保のため並木の手入れ等必要な条件を確実に付するよう配慮すること。

イ 法第48条の17第1項の規定により、道路の管理者が道路外利便施設の所有者等と協定を締結し、当該道路外利便施設を管理することとなった場合において、当該道路外利便施設が設置されている場所が道路交通法第2条第1項第1号に規定する「一般交通の用に供するその他の場所」に該当する場合は、当該道路外利便施設の管理に伴う作業等に係る道路の使用許可が必要となるので、誤りのないようにすること。

ウ 令第16条の2第2号及び令第35条の3第5号に規定する「花壇その他道路の緑化のための施設」とは、花壇と同視できるような容易に移動できない植樹帯等の工作物又は施設であり、当該工作物等は道路交通法第77条第1項第2号に規定する工作物に該当することから、当該物件を道路に設置する場合は、その許可の可否について地域住民や道路利用者等の合意形成の度合を見定めながら、同条第2項各号に照らし適切に判断すること。

